別添

事業者が講ずべき表示等の管理上の措置の具体的事例(案)

別添に記載された具体的事例は、事業者へのヒアリング等に基づき参考として記載する ものであり、各事業者が講じる具体的な措置は、その規模や業態、取り扱う商品又は役務 の内容等に応じ、各事業者において個別具体的に判断されるべきものである。

1 景品表示法の考え方の周知・啓発の例

- ・ 朝礼・終礼において、関係従業員等に対し、表示等に関する社内外からの問合せに 備えるため、景品表示法の考え方を周知すること。
- ・ 適時、関係従業員等に対し、表示等に関する社内外からの問合せに備えるため、景 品表示法の考え方をメール等によって配信し、周知・啓発すること。
- ・ 社内報、社内メールマガジン、社内ポータルサイト等において、景品表示法を含む 法令の遵守に係る事業者の方針、景品表示法を含む自社に関わる法令の内容、自社の 取り扱っている商品・役務と類似する景品表示法の違反事例等を掲載し、周知・啓発 すること。
- ・ 関係従業員等を景品表示法に関する都道府県、事業者団体、消費者団体等が主催する社外講習会等に参加させること。
- ・ 関係従業員等に対し、景品表示法に関して一定の知識等を獲得することができるよ う構成した社内の教育・研修等を行うこと。
- ・ 景品表示法に関する勉強会を定期的に開催すること。
- ・ 調達・生産・製造・加工部門と、営業部門との間での商品知識及び景品表示法上の 理解に関する相互研修を行い、認識の共有化を図ること。
- ・ 社内資格制度を設け、景品表示法等の表示関連法令について一定の知識を有すると 認められた者でなければ、表示等の作成や決定をすることができないこととすること。
- ・ 適正表示等のための定例的な広告審査会(複数部署が参加して表示等を相互に批評 する会合)を開催すること。

2 法令遵守の方針等の明確化の例

- ・ 法令遵守の方針等を社内規程、行動規範等として定めること。
- ・ パンフレット、ウェブサイト、メールマガジン等の広報資料等に法律遵守に係る事業者の方針を記載すること。
- ・ 法令違反があった場合に、役員に対しても厳正に対処する方針及び対処の内容を役員規程に定めること。
- ・ 法令違反があった場合に、懲戒処分の対象となる旨を就業規則その他の社内規則等 において明記すること。
- 禁止される表示等の内容、表示等を行う際の手順等を定めたマニュアルを作成する

こと。

・ 社内規程において、不当表示等が発生した場合に係る連絡体制、具体的な回収等の 方法、関係行政機関への報告の手順等を規定すること。

3 表示等に関する情報の確認の例

(1) 企画・設計段階における確認等

- ・ 企画・設計段階で特定の表示等を行うことを想定している場合には、当該表示 等が実現可能か(例えば、原材料の安定供給が可能か、取引の予定総額が実現可 能か)検討すること。
- ・ 景品表示法の各種運用基準、過去の不当表示等事案の先例等を参考にして、ど のような景品類の提供や表示が可能なのか、又は当該表示等をするためにはどの ような根拠が必要なのか検討すること。
- ・ 最終的な商品・役務についてどのような表示が可能なのか、又は当該表示をするためにはどのような根拠が必要なのか検討すること。
- ・ 企画・設計段階で特定の表示を行うことを想定している場合には、どのような 仕様であれば当該表示が可能か検討すること。
- ・ 景品類を提供しようとする場合、商品・役務の販売価格や売上総額を試算し、 景品関係の告示等に照らし、違法とならない景品類の価額の最高額・総額・種類・ 提供の方法等を確認すること。

(2) 調達段階における確認等

- ・ 調達する原材料等の仕様、規格、表示内容を確認し、最終的な表示の内容に与 える影響を検討すること。
- ・ 地理的表示等の保護ルール等が存在する場合には、それらの制度を利用して原 産地等を確認すること。
- ・ 規格・基準等の認証制度が存在する場合(ブランド食材の認証マーク等)には、 それらの制度を利用して品質や呼称を確認すること。
- 無作為に抽出したサンプルの成分検査を実施すること。

(3) 生産・製造・加工段階における確認等

- 生産・製造・加工が仕様書・企画書と整合しているかどうか確認すること。
- ・ 特定の表示を行うことが予定されている場合、生産・製造・加工の過程が表示 に与える影響(「オーガニック」等の表示の可否、再加工等による原産地の変更等) を確認すること。
- ・ 生産・製造・加工の過程における誤りが表示に影響を与え得る場合、そのよう な誤りを防止するために必要な措置を講じること(誤混入の防止のため、保管場

所の施設を区画し、帳簿等で在庫を管理する等)。

- ・ 流通に用いるこん包材の表示が一般消費者に訴求する表示につながる可能性が ある場合、こん包材の表示についても確認すること。
- ・ 定期的に原料配合表に基づいた成分検査等を実施すること。

(4) 提供段階における確認等

- ・ 景品表示法の各種運用基準、過去の不当表示等事案の先例等を参照し、表示等 を検証すること。
- ・ 企画・設計・調達・生産・製造・加工の各段階における確認事項を集約し、表示の根拠を確認して、最終的な表示を検証すること。
- ・ 企画・設計・調達・生産・製造・加工・営業の各部門の間で表示しようとする 内容と実際の商品・役務とを照合すること。
- ・ 他の法令(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)、 食品衛生法、酒税法等)が定める規格・表示基準との整合性を確認すること。
- ・ 社内外に依頼したモニター等の一般消費者の視点を活用することにより、一般 消費者が誤認する可能性があるかどうかを検証すること。
- ・ 景品類を提供する場合、景品関係の告示等に照らし、景品類の価額の最高額、 総額、種類、提供の方法等を確認すること。

4 表示等に関する情報の共有の例

- ・ 社内イントラネットや共有電子ファイル等を利用して、関係従業員等が表示等の根拠となる情報を閲覧できるようにしておくこと。
- ・ 企画・設計・調達・生産・製造・加工・営業等の各部門の間で、表示等の内容と実際の商品若しくは役務又は提供する景品類等とを照合すること。
- ・ 企画・設計・調達・生産・製造・加工・営業等の各部門の間で、表示等の根拠となる情報を証票(仕様書等)をもって伝達すること(紙、電子媒体を問わない。)。
- ・ 表示等に影響を与え得る商品又は役務の内容の変更を行う場合、担当部門が速やか に表示等担当部門に当該情報を伝達すること。
- ・ 表示等の変更を行う場合、企画・設計部門及び品質管理部門の確認を得ること。
- ・ 関係従業員等に対し、朝礼等において、表示等の根拠となる情報(その日の原材料・ 原産地等、景品類の提供の方法等)を共有しておくこと。
- ・ 表示等の根拠となる情報(その日の原材料・原産地等、景品類の提供の方法等)を 共有スペースに掲示しておくこと。
- ・ 生産・製造・加工の過程が表示に影響を与える可能性があり(食肉への脂の注入等)、 その有無をその後の過程で判断することが難しい場合には、その有無をその後の過程 において認識できるようにしておくこと。

- ・ 表示物の最終チェックを品質管理部門が運用する申請・承認システムで行い、合格 した表示物の内容をデータベースにて関係従業員等に公開すること。
- 5 表示等を管理するための担当者等を定めることの例
 - ① 担当者又は担当部門を指定し、その者が表示等の内容を確認する例
 - ・ 代表者自身が表示等を管理している場合に、その代表者を表示等管理担当者と定 め、代表者が表示等の内容を確認すること。
 - ・ 既存の品質管理部門・法務部門・コンプライアンス部門を表示等管理部門と定め、 当該部門において表示等の内容を確認すること。
 - ・ 店舗ごとに表示等を策定している場合において、店長を表示等管理担当者と定め、 店長が表示等の内容を確認すること。
 - ・ 売り場ごとに表示等を策定している場合において、売り場責任者を表示等管理担 当者と定め、その者が表示等の内容を確認すること。
 - ② 表示等の内容や商品カテゴリごとに表示等を確認する者を指定し、その者が表示等の内容を確認する例
 - ・ 商品カテゴリごとに異なる部門が表示等を策定している場合、各部門の長を表示 等管理担当者と定め、部門長が表示等内容を確認すること。
 - ・ チラシ等の販売促進に関する表示等については営業部門の長を表示等管理担当者 と定め、商品ラベルに関する表示等については品質管理部門の長を表示等管理担当 者と定め、それぞれが担当する表示等内容を確認すること。
 - ・ 社内資格制度を設け、表示等管理担当者となるためには、景品表示法等の表示等 関連法令についての試験に合格することを要件とすること。
- 6 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ることの例
 - ・ 表示等の根拠となる情報を記録し、保存しておくこと。(注1及び2)
 - ・ 製造業者等に問い合わせれば足りる事項について、製造業者等に問合せができる体制を構築しておくこと。
 - ・ 調達先業者との間で、品質・規格・原産地等に変更があった場合には、その旨の伝達を行うことをあらかじめ申し合わせておくこと。
 - ・ トレーサビリティ制度に基づく情報により原産地等を確認できる場合には、同制度 を利用して原産地等を確認できるようにしておくこと。

(注1)表示等の根拠となる情報についての資料の例

原材料、原産地、品質、成分等に関する表示であれば、企画書、仕様書、契約書等の取引上の書類、原材料調達時の伝票、生産者の証明書、製造工程表、原材料配合表、帳簿、商品そのもの等

- ・ 効果、性能に関する表示であれば、検査データや専門機関による鑑定結果等
- ・ 価格に関する表示であれば、必要とされる期間の売上伝票、帳簿類、製造業者による希望小売価格・参考小売価格の記載のあるカタログ等
- ・ 景品類の提供であれば、景品類の購入伝票、提供期間中の当該商品又は役務に関する売上伝票等。
- その他、商談記録、会議議事録、決裁文書、試算結果、統計資料等

(注2) 合理的と考えられる資料の保存期間の例

- ・ 即時に消費される場合又は消費期限が定められている場合の3か月の期間
- ・ 賞味期限、保証期間、流通期間、耐用年数等に応じて定められた期間
- ・ 他法令に基づく保存期間が定められている場合(法人税法、所得税法、米穀等の 取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレサ法)等)の当 該期間

7 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応の例

- (1) 事実関係を迅速かつ正確に確認する例
 - ・ 表示等管理担当者、事業者の代表者又は専門の委員会等が、表示物・景品類及 び表示等の根拠となった情報を確認し、関係従業員等から事実関係を聴取するな どして事実関係を確認すること。
 - ・ 事案に係る情報を入手した者から法務部門・コンプライアンス部門に速やかに 連絡する体制を整備すること。

(2) 不当表示等による一般消費者の誤認排除を迅速かつ適正に行う例

- ・ 速やかに当該違反を是正すること。
- ・ 一般消費者に対する誤認を取り除くために必要がある場合には、速やかに一般 消費者に対する周知(例えば、新聞、自社ウェブサイト、店頭での貼り紙)及び 回収を行うこと。
- ・ 当該事案に係る事実関係を関係行政機関へ速やかに報告すること。

(3) 再発防止に向けた措置の例

- 関係従業員等に対して必要な教育・研修等を改めて行うこと。
- ・ 当該事案を関係従業員等で共有し、表示等の改善のための施策を講じること。

(4) その他の例

- ・ 内部通報制度を整備し、内部通報窓口担当者が適切に対応すること。
- ・ 社外に第三者が所掌する法令遵守調査室や第三者委員会を設置すること。

・ 就業規則その他の職務規律を定めた文書において、関係従業員等が景品表示法 違反に関し、情報を提供したこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由と して、不利益な扱いを行ってはならない旨を定め、従業員に周知すること。

8 前記1から7まで以外の措置の例

- ・ 景品表示法違反の未然防止又は被害の拡大の防止の観点から、速やかに景品表示法 違反を発見する監視体制の整備及び関係従業員等が報復のおそれなく報告できる報告 体制を設け、実施すること。
- ・ 表示等が適正かどうかの検討に際し、疑義のある事項について関係行政機関や公正 取引協議会に事前に問い合わせること。
- ・ 表示等が適正かどうかの検討に際し、当該業界の自主ルール又は公正競争規約を参 考にすること。